

別記様式第二十二の五(第三十七条の四関係)

5

7

運 転 禁 止 処 分 票

この 国際運転免許証 外国運転免許証 の所持者は、日本国における自動車等の運転を次の期間次の理由により禁止された。

期 間	
理 由	

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。